

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 2 月 25 日 (金) 第 289 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱 (※)

(中小企業支援課取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第149号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 4 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱 (昭和47年鹿児島県告示第1218号) の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 3 号 中 「第 2 条 第 24 項 第 1 号」を「第 2 条 第 29 項 第 1 号」に改め、同条第 4 号 中 「中小企業者」の次に「、特定事業者 (中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) 第 2 条 第 5 項 に規定する特定事業者をいう。)」を加え、同条第 5 号 中 「中小企業者」の次に「、特定事業者 (中小企業等経営強化法第 2 条 第 5 項 又は 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成19年法律第40号) 第 2 条 第 4 項 に規定する特定事業者をいう。次条において同じ。)」を加える。

第 4 条 第 1 号 中 「中小企業者又は組合」を「中小企業者、特定事業者又は組合」に改める。

第 6 条 の 表 成 長 企 業 応 援 資 金 の 項 中 「 (平 成 11 年 法 律 第 18 号) 」 及 び 「 (平 成 19 年 法 律 第 40 号) 」 を 削 り、 「 生 産 性 向 上 特 別 措 置 法 (平 成 30 年 法 律 第 25 号) 第 40 条 第 1 項 」 を 「 中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 第 52 条 第 1 項 」 に 改 め、同表事業活動継続支援資金の項中「第50条第1項」を「第56条第1項」に、「第52条第1項」を「第58条第1項」に改める。

別表第1 新事業チャレンジ資金の項融資対象の欄中「中小企業者」の次に「、特定事業者 (中小企業等経営強化法第 2 条 第 5 項 に規定する特定事業者に限る。以下この項において同じ。)」を、「該当するもの」の次に「 (特定事業者にあつては、(2)に掲げるものに限る。)」を加え、同表成長企業応援資金の項中「中小企業者」の次に「、特定事業者 (中小企業等経営強化法第 2 条 第 5 項 又は 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 条 第 4 項 に規定する特定事業者をいう。以下この項において同じ。)」を、「該当するもの」の次に「 (特定事業者にあつては、(1)又は(2)に掲げるものに限る。)」を加え、同表事業活動継続支援資金の項中「第50条第1項」を「第56条第1項」に、「第52条第1項」を「第58条第1項」に、「融資対象」を「融資対象」に改め、同表事業再生支援資金の項中「第2条第16項」を「第2条第21項」に改め、同項融資対象の欄第1号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、同項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同表新型コロナウイルス関連事業継続支援資金の項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、

(2) 中小企業
信用保険法

第 2 条 第 5 項 第 5 号 に 該 当 す る 特 定 中 小 企 業 者 の う ち 、 次 の い ず れ か に 該 当 す る も の

ア 最 近 3 月 間 の 売 上 高 等 が 前 年 同 期 の 売 上 高 等 に 比 し て 15% 以 上 減 少 し た も の

イ 最 近 1 月 間 に 対 応 す る 前 年 同 月 の 売 上 高 が 令 和 2 年 1 月 29 日 時 点 に お け る 直 近 の 決 算 の 月 等 の 平 均 売 上 高 に 比 し て 15% 以 上 減 少 し た も の

(3) 次 の い ず れ か に 該 当 す る も の

ア 最 近 1 月 間 の 売 上 高 が 前 年 同 月 の 売 上 高 に 比 し て 15% 以 上 減 少 し た も の

イ 最 近 1 月 間 の 売 上 高 が 前 年 同 月 の 売 上 高 に

に, 「4,000万円」を「6,000万円」に,

(2) 中 小 企 業 信 用 保 険 法 第 2 条 第 5 項 第 5 号 に 該 当 す る 特 定 中 小 企 業 者 (最 近 3 か 月 間 の 売 上 高 等 が 前 年 同 期 の 売 上 高 等 に 比 し て 15% 以 上 減 少 し た も の に 限 る。)

(3) 特 例 中 小 企 業 者

を

比して 5
%以上減
少してお
り、かつ、
前年同月
の売上高
が令和 2
年 1 月 29
日時点に
おける直
近の決算
の月等の
平均売上
高に比し
て 15%以
上減少し
たもの

「年 0.1%」を「ア 融資対
象の(1)及
び(2) 年
0.1%
イ 融資対
象の(3)
別表第 2
に定める
率」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

新型コロナウ イルス関連事 業継続支援資 金(融資対象 の(3)に限 る。)	年 0.51 %	年 0.36 %	年 0.21 %	年 0.10 %	年 0.10 %	年 0.10 %	年 0.10 %	年 0.10 %	年 0.10 %	年 0.10 %
---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別記第 6 号様式中「第 8 条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改める。

附 則

- この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。
- 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、改正後の要綱第 5 条第 1 項に規定する保証機関が令和 4 年 2 月 25 日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第 5 条第 1 項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。